



はい！こちら消費生活センターです

学習塾・学習教材の契約は慎重に！

相楽消費生活センターでも「子どもの英会話教室を契約したものの、初めの内容と違うので退会したいが、手数料が高額なのでどうしたらいいか。」との相談がありました。特定継続的役務提供とは、長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の特価を支払う契約のことです。現在、エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の7つの役務が対象とされています。これらの契約について、消費者は、クーリング・オフ期間(8日間)の経過後においても、将来に向かって、契約(関連商品の販売契約を含む)を解除(中途解約)することができます。下記の事例を紹介します。

＜事例＞Q 学習教材の勧誘電話があり、自宅に来てもらい、説明を受けた教材は中学3年分、60万円と高額なので不安だったが、「テストの点も確実」などと言われ、特典の学習用タブレットも魅力的で契約し、代金を支払ってしまった。契約後、タブレットの使い方の説明に来ると言ったが来訪せず、電話で問い合わせても態度が豹変しており不信感を抱いた。娘も教材に興味を示さず、解約したい。

A 2月は進級、進学を間近に控え、勉強に対する関心や不安が高まる時期です。とくに学習教材は、実際に使ってみないと自分に合っているかなどわからないので、一度に大量で高額な契約を結ぶのは避けましょう。「すぐに成績が上がる」などを強調し、契約を迫られてもその場では契約せず、慎重に検討し、解約などの条件についてもよく確認することが大切です。

トラブルになったときは、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

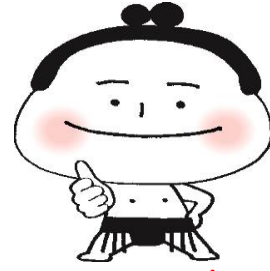
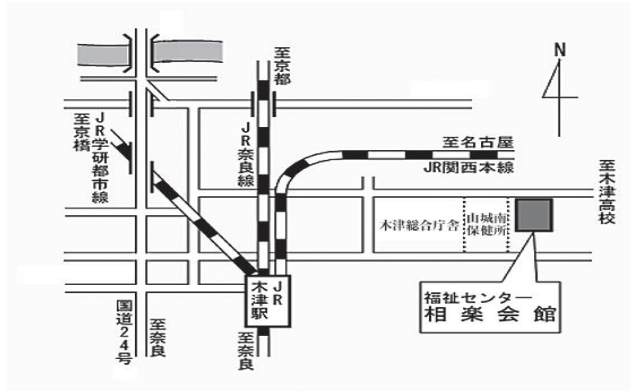
相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※土曜・日曜・祝日(年末年始除く)は075-257-9002へ
(電話のみ)

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)



相談すれば 楽になる